毎月5日発行

М t h

青報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ

TEL0263-34-4488 FAX0263-34-0054 第 211 号

従業員の「資格確認書」が 会社宛に届いた場合の対応

◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の 健康保険証が新たに発行されなく なり、マイナ保険証を基本とする 仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月の マイナ保険証を利用した人の割合 は43.1%(推計値)と半数に届か ず、マイナ保険証の利用登録解除 を申請する人もいる(6月の受付 件数は12,263件)ため、マイナ保 険証を保有していない人(マイナ カードの電子証明書の有効期限切 れの人も含む) すべてに、従来の 健康保険証の有効期限内に「資格 確認書」が申請によらず無償で交 付されます。

この資格確認書は、マイナ保険 証を使わずに医療機関等で保険診 療を受けるために必要となる書面 です。

◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月 下旬より順次、令和7年12月2日 以降にマイナ保険証にて保険診療 が受けられない人の資格確認書 を、被保険者の自宅へと送付して います。

また、送付対象者がいる事業所 に対して、送付対象者が掲載され た一覧表を送付しています。

◆対象者宅に届かなかった場合は 会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認 書が、被保険者の転居等により宛 先不明となって届かない場合もあ ることから、その場合は会社宛に 送付するとされており、届いた場 合は速やかに本人に配付してほし いとされています。

なお、これらの対応は令和7年 4月30日時点の情報に基づき行わ れているため、既に退職等により 資格喪失している人について、一 覧表に掲載されていたり資格確認 書が届いたりする可能性がありま す。